

○諫早市病児保育事業実施規程

平成 17 年 3 月 1 日

告示第 12 号

(目的)

第 1 条 この規程は、病気の乳幼児その他の児童（以下「乳幼児等」という。）について、家庭での保育が困難な期間、当該乳幼児等の一時保育を行う諫早市病児保育事業（以下「事業」という。）を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、乳幼児等の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とする。

（平 20 告示 105・平 27 告示 29・令 4 告示 22・一部改正）

(対象乳幼児等)

第 2 条 事業の対象となる乳幼児等は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有すること。
- (2) 小学生以下であること。
- (3) 入院治療の必要がないこと。
- (4) 病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合であること。
- (5) 保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他の事由により家庭で保育を受けることが困難であること。

（平 20 告示 105・平 27 告示 29・令 4 告示 22・一部改正）

(休業日及び保育時間)

第 3 条 事業の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前 2 号に掲げる

日を除く。)

(4) 前3号のほか、診療等の都合により実施施設（第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）が定めた日

2 保育時間は、実施施設ごとに定めるものとする。

（平20告示105・平27告示29・一部改正）

（利用手続等）

第4条 事業を利用しようとする乳幼児等の保護者は、あらかじめ利用登録書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録をした保護者は、事業を利用するときは、利用申込書を実施施設に提出しなければならない。

3 前項の場合において、その保護者が、生活保護世帯に属する者であるときは生活保護受給者証の写しを、市民税非課税世帯に属する者であるときは市民税が非課税であることを証する書類を前項の書類に添付するものとする。ただし、公簿等により当該事実を確認することができるとときは、当該書類の添付を省略させることができる。

（平20告示105・平26告示31・一部改正）

（送迎）

第5条 乳幼児等の送迎は、その保護者が行うものとする。

（事業の実施方法）

第6条 事業は、次の表に掲げる施設に委託して行うものとする。

前田小児科医院	諫早市城見町22-11
ますだ小児科内科医 院	諫早市多良見町シーサイド20-135

（平20告示105・一部改正）

（費用）

第7条 事業を利用しようとする乳幼児等の保護者は、施設利用料を実施施設に支払うものとする。ただし、その保護者が生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する者であるときは、この限りでない。

(平20告示105・平26告示31・一部改正)

(職員の配置等)

第8条 第6条の規定により事業を受託する者は、実施施設に、乳幼児等の看護を担当する看護師、準看護師、保健師又は助産師を利用児童おおむね10人につき1名以上配置し、かつ、乳幼児等が安心して過ごせる環境を整えるために保育士を利用児童おおむね3人につき1名以上配置するとともに、乳幼児等を保育するための専用の保育室等を確保しなければならない。

(平20告示105・追加、平21告示57・一部改正)

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

(平20告示105・旧第8条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の諫早市乳幼児等健康支援一時預り事業実施規程（平成11年諫早市告示第164号）又は多良見町乳幼児等健康支援一時預り事業実施規程（平成16年多良見町規程第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年告示第105号）

この規程は、平成20年8月1日から施行し、改正後の諫早市病児・病後児保育事業実施規程の規定は、平成20年度の予算に係る事業から適用する。

附 則（平成21年告示第57号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第31号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第29号）

この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
の施行の日から施行する。

附 則（令和4年告示第22号）抄

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。